

福祉サービス第三者評価事業 令和 5 年度「普及推進協議会」の概要について

(令和 5 年 6 月 2 日 (金) 全国社会福祉協議会主催)

福祉サービス第三者評価事業について

厚生労働省 社会・援護局
福祉基盤課

福祉サービス第三者評価事業

福祉サービス第三者事業について

(1) 制度上の位置づけ

福祉サービス第三者評価は、社会福祉法に定められている福祉サービスを対象に、任意の制度として、平成16年度から実施
※ 児童養護施設や乳児院等の社会的養護関係施設では、サービスの特性から、3年に1回の受審が義務づけ
※ 地域密着型サービスの「認知症対応型共同生活介護」と「小規模多機能型居宅介護」については、介護サービス外部評価制度の受審が義務づけ受審することで、福祉サービス第三者評価を受けたものと見なされる

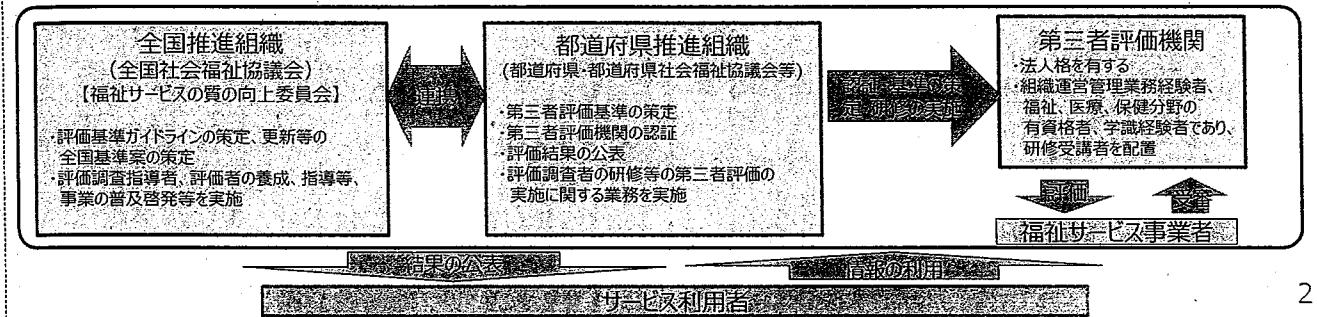
(2) 評価機関認証件数等（全国推進組織（全国社会福祉協議会）調べ、令和2年度末時点）

- 評価機関認証件数 404件
- 評価調査者養成数（研修終了者） 346名
- 評価調査者数（研修終了者） 15,097名

(3) 評価結果の活用状況

- 受審施設・事業所における第三者評価結果の活用は、自主性に委ねられている
- 第三者評価結果は、通知上、受審施設・事業所の同意に基づき評価機関が公表、さらに都道府県推進組織へ報告することとされている
報告を受けた都道府県推進組織は、評価結果を公表することとされている。また、地域住民等への評価結果の周知等に努めることとされている
- 第三者評価結果の公表内容は、特に評価の高い点や改善点を示した総評及び各評価項目についての3段階評価結果とその判定理由が標準であるが、各都道府県によりその内容は異なっている
- 受審施設・事業所自らが評価結果を公表することについては任意となっている
- 第三者評価を受審し、結果を公表している施設・事業所は措置費等の弾力運用や、監査の頻度緩和の要件とすることができる

第三者評価制度の仕組み



2

第三者評価事業の意義・目的

1 第三者評価の意義

事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公平・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業

2 第三者評価の目的

- 社会福祉法第78条第1項の趣旨を踏まえ、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするもの
- 利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること

【参照】社会福祉法

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うこと
その他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ
適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない

3

「福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会」について

目的

- 2001(平成13)年に創設された福祉サービス第三者評価事業は、創設から20年以上が経過し、さまざまな課題が顕在化
- 課題は、次の5つに分類
 - ① 事業の目的・意義と現行の運用の乖離、② 社会福祉施設・事業者数の増加に反して受審率が低下
 - ③ 事業を推進する都道府県において機能低下・体制縮小等の脆弱化が見られる、④ 評価機関が第三者評価事業を安定的に運営できる仕組みとなっていない
 - ⑤ 評価結果の公表が利用者のサービス選択に資するような、わかりやすいものとなっていない
- 事業存続のためには、これらの課題を整理し改善していくことが重要との考え方の下、全国社会福祉協議会において「福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会」を設置

検討会

【主催】全国社会福祉協議会

【委員】（敬称略） ○座長

○柏女 霞峰（淑徳大学教授）

○関川 方孝（大阪府立大学教授）

○新津 ふみ子（全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会代表）

○柴崎 順三（全国乳児福祉協議会副会長）

○湯川 智美（全国社会福祉法人経営者協議会 研修委員長）

○久木元 司（社会福祉法人常磐会 理事長）

○右京 昌久（岩手県社会福祉協議会運営適正化委員会 事務局長）

○鈴木 広幸（愛知県社会福祉協議会福祉サービス利用支援センター所長）

○笛尾 勝（全国社会福祉協議会常務理事）

【検討経過】

2021（令和3）年

8月11日 第1回（福祉サービス第三者評価事業の現状と課題）

10月6日 第2回（福祉サービス第三者評価事業の今後に向けた検討課題（論点））

11月2日 第3回（今後に向けた検討課題（論点））

12月10日 第4回（他分野第三者評価についてヒアリング）

12月27日 第5回（報告書（案）について）

2022（令和4）年

1月25日 第6回（報告書（案）について）

2月21日 第7回（報告書（案）について）

報告書概要

7回の検討会を経てまとめられた報告書では、検討すべき事項として以下の課題が整理された

1 福祉サービス第三者評価事業の意義・目的の再整理

① 「利用者の選択」、「利用者の権利実現」、「福祉サービスの質の向上」の3つの目的について検討することが必要

② 行政措置的な色合いが強い社会的養護関連施設等に対する「第三者評価」と「福祉サービス第三者評価事業」との関係を整理することが必要

2 「ナショナルセンター（仮称）」の設置に向けた検討

都道府県推進組織について、都道府県間で体制の格差が著しいことから、体制が脆弱な県に代わって第三者評価事業を推進できるよう「ナショナルセンター（仮称）」の設置について検討する必要がある

3 評価機関を存続させるためのビジネスモデルの検討

標準的な受審料や評価調査者が継続して評価を行うことを可能にするためのビジネスモデルを検討する必要がある

4 社会福祉施設・事業者の選択による評価の仕組みの導入に関する検討

評価基準を選択して受審できるような仕組みの検討が必要

5 利用者の選択に資するための公表への改善

社会福祉施設等の現状や特性、サービス等の改善等評価内容について、利用者にわかりやすい公表方法の検討が必要

規制改革推進会議における議論

介護保険内・外サービスの柔軟な組合せに関する意見（平成29年4月25日規制改革推進会議）

- 介護離職や介護苦を巡る事件が後を絶たない。今後、単身高齢者や認知症患者の一層の増加が見込まれ、また、介護保険財政は年々厳しさを増し、介護業界の人手不足は慢性化している。こうした中、将来の要介護状態への国民の不安感は強まる一方である。
- 未曾有の超高齢社会を迎えた我が国の国民が、要介護状態を過度に不安に思わず安心して介護制度を利用できるよう、利用者目線に立ち、介護サービスの質と利用者満足度の向上に向けて、次の4点を実現することが不可欠である。
 - ① 介護の「入口」で要介護者の状態を適切に評価して必要な介護サービスを判断し、十分に納得した上で施設や事業者を「選択できる仕組み」を整備すること。
 - ② 介護事業者の「質」を理解した上で、個々人のニーズに応じて保険内外の多様なサービスを柔軟に組み合わせ、自宅を希望する場合は自宅で介護を受けられるよう、在宅介護の限界点を高める方策を講じること。
 - ③ 施設介護が必要な場合は、経済力に応じた負担でニーズに合った施設を選べるようにすること。
 - ④ 介護サービスの利用者と介護従事者の両方の視点から、介護サービスの質の全体的な向上を図るために、事業者が公平な条件の下で切磋琢磨し、利用者にとって望ましい多様な介護サービスが提供される制度にすること。

～（中略）～

- 以上の考え方立ち、要介護者と家族がニーズに合わせて保険内サービスと保険外サービスを柔軟に組み合わせられるようにし、さらには介護事業の効率化や介護職員の処遇改善につなげ、もって、介護サービスの質と利用者満足度が向上するように、以下に掲げる改革を早急に進めるべきである。

規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)(第三者評価関連抜粋)

II 分野別実施事項

4. 医療・介護・保育分野

(2)個別実施事項

① 介護サービス利用者の選択に資する情報公表制度及び第三者評価の改善

項目	実施時期	規制改革の内容
4 第三者評価受審促進に向けた具体的数値目標の設定と支援等の実施	a: 平成29年度検討・結論 b: 平成29年度措置	a: 第三者評価事業受審の意義等を明らかにした上で、事業類型別・都道府県別の福祉サービス第三者評価受審率の数値目標の設定及び公表に向けて、都道府県等の意見を踏まえつつ、検討し、結論を得る b: 各都道府県における第三者評価受審率等の公表を行う
5 第三者評価受審に係るインセンティブの強化	a,b: 平成29年度検討・結論 平成30年度措置 c: 平成30年度措置	a: 第三者評価機関が第三者評価を行う場合、介護事業者が他の監査・評価等で提出した資料と同様のものを使うよう都道府県等を通じて促すなど介護事業者への負担を軽減することを検討し、結論を得る b: 第三者評価受審介護事業者に対して講じられる負担軽減策等の受審メリットを、都道府県等と連携の上、介護事業者に対して、分かりやすく示す c: 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする

項目	措置時期	内容
6 第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	a: 平成29年度措置 平成30年度から義務化 b: 平成30年度措置	a: 契約締結時における介護事業者からの重要事項説明として、第三者評価の受審状況等の説明を義務化する b: 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする（再掲）
7 第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進	平成29年度検討・結論	第三者評価機関・評価調査者の質の向上を図る観点から、既存の研修体系の在り方を見直すとともに、不適格な第三者評価機関（評価調査者）の退出ルールの在り方について検討し、結論を得る
8 高齢者福祉サービス版の評価基準の充実	措置済み	養護老人ホーム版、軽費老人ホーム版の内容評価基準を策定する
9 介護事業者向けの手引書等の作成	平成29年度措置	介護事業者向けに、第三者評価の受け方・活かし方等についてまとめた手引書（書籍）やパンフレットを作成する

規制改革実施計画への対応状況について

① 介護サービス利用者の選択に資する情報公表制度及び第三者評価の改善

（4）第三者評価受審促進に向けた具体的数値目標の設定と支援等の実施

- a : 第三者評価事業受審の意義等を明らかにした上で、事業類型別・都道府県別の福祉サービス第三者評価受審率の数値目標の設定及び公表に向けて、都道府県等の意見を踏まえつつ、検討し、結論を得る
b : 各都道府県における第三者評価受審率等の公表を行う [a:平成29年度検討・結論 b:平成29年度措置]

⇒ a : 福祉サービス第三者評価の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設置された有識者で構成する検討会や都道府県推進機関からのヒアリングの結果を踏まえ、都道府県推進機関ごとに受審目標を設定及び公表し、その実施状況を評価する仕組みに見直すべく、平成29年度中に関連通知の改正予定である

⇒ b : 福祉サービス第三者評価の全国推進組織である全国社会福祉協議会のホームページにおいて、平成29年度中に都道府県・サービス別の受審件数及びサービス別受審率を公表予定である

8

規制改革実施計画への対応状況について

（5）第三者評価受審に係るインセンティブの強化

- a 第三者評価機関が第三者評価を行う場合、介護事業者が他の監査・評価等で提出した資料と同様のものを使うよう都道府県等を通じて促すなど介護事業者への負担を軽減することを検討し、結論を得る
b 第三者評価受審介護事業者に対して講じられる負担軽減策等の受審メリットを、都道府県等と連携の上、介護事業者に対して、分かりやすく示す
c 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする [a b:平成29年度検討・結論、平成30年度措置 c:平成30年度措置]

⇒ a 及び b : 福祉サービス第三者評価の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設置された有識者で構成する検討会や都道府県推進機関からのヒアリングの結果を踏まえ、
○ 受審事業所から提出を求める書類の既存資料の活用等や関係制度で課される義務等の軽減の着実な実施により負担を軽減するとともに、
○ 自己評価を通じた介護サービスの評価の体験学習の場の開催や法人指導監査時の監査周期の延長も教示した上で本制度の推奨その他地域の実情に応じた取組を進めるべく、平成29年度中に関連通知の改正予定である

⇒ c : 介護サービス情報公表システムについては、「第三者評価の受審状況」に関する項目をわかりやすく表示し、事業者の同意に基づき、評価結果の総評等を掲載すべく、平成30年度においてシステム改修を実施する予定である

9

規制改革実施計画への対応状況について

（6）第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化

- a 契約締結時における介護事業者からの重要事項説明として、第三者評価の受審状況等の説明を義務化する。
- b 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする（再掲）
【a:平成29年度措置、義務化は平成30年度から実施 b:平成30年度措置】

⇒ a：福祉サービス第三者評価の評価対象である介護事業者は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者等に対して「福祉サービス第三者評価の実施の有無」等をサービスの選択に資すると認められる重要な事項として説明するよう見直すべく、平成29年度中に関連通知の改正予定である

⇒ b：（5）のcと同様

（7）第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進

- 第三者評価機関・評価調査者の質の向上を図る観点から、既存の研修体系の在り方を見直すとともに、不適格な第三者評価機関（評価調査者）の退出ルールの在り方について検討し、結論を得る【平成29年度検討・結論】

⇒ 第三者評価機関の認証の更新時に、直近の社会福祉制度の改正内容や、評価を行う上で分野ごとに留意すべきポイント等に関する「更新時研修」を新たに創設するとともに、評価機関において直近3か年度の評価件数が一定数以下の場合には当該研修を必ず受講しなければならない（当該研修を受講しない場合は、第三者評価機関としての認証を更新しない）仕組みに見直しを行なうべく、平成29年度中に関連通知改正予定である

10

「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の 一部改正について（平成30年6月9日閣議決定）

改正の背景

- 福祉サービスの第三者評価事業については、着実に実施されてきているところであるが、少子高齢化や国民の福祉ニーズの高度化・多様化を踏まえ、福祉サービス利用者が増加の一途を辿る中で、本事業の更なる推進を図っていくことが必要
- 他方、「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）においては、福祉サービス利用者の選択に資する情報提供の充実を図る観点から、
 - ・ 第三者評価受審促進に向けた具体的数値目標の設定と支援等の実施
 - ・ 第三者評価受審に係るインセンティブの強化
 - ・ 第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化
 - ・ 第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進といった規制改革に取り組むべきことが指摘
- これらを踏まえ、評価の質の向上を図りつつ、一層の受審促進が図られるよう、指針の一部改正を行った

改正の内容

規制改革実施計画の内容	改正内容	施行時期
受審促進に向けた数値目標の設定等	<ul style="list-style-type: none">○ 都道府県推進組織は、受審目標を設定及び公表。○ 都道府県推進組織は、受審率等の実施状況を評価。	
受審に係るインセンティブの強化	<ul style="list-style-type: none">○ 受審事業所から提出を求める書類については、既存資料の活用等により、その負担を軽減。	平成30年4月1日
第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	<ul style="list-style-type: none">○ 第三者評価事業の目的に、利用者の適切なサービス選択に資するものであることを明記。	
第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 第三者評価機関の認証は更新制であることを明確化。○ 更新時研修及びそのモデルカリキュラムを創設。○ 直近3か年度の評価件数が10件未満の場合は上記研修を必ず受講。	平成31年4月1日

11

福祉サービス第三者評価事業の実施状況と令和5年度の取り組み

- I 福祉サービス第三者評価事業
- II 福祉サービス第三者評価に関する動向等
- III 福祉サービス第三者評価の実施状況
- IV 全国推進組織の取り組み

令和5年6月
全国社会福祉協議会政策企画部

I 福祉サービス第三者評価事業①

■ 福祉サービス第三者評価とは・・・

福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から福祉サービスの現状について評価を行う仕組み。

- 福祉施設・事業所の福祉サービスの質の向上を図ることを目的としている。
※行政監査（最低基準を満たしているかを確認）との相違
- 評価結果を公表することで、利用者・家族の福祉サービスに関する情報源の一つとなる。
- ◆ 第三者評価受審のプロセスや評価結果の活用が、福祉施設・事業所における福祉サービスの質の向上・改善に向けた取組につながる。
- ◆ 福祉施設・事業所が、利用者・家族や地域社会に対して、福祉サービスの質の向上に、主体的・継続的に取り組んでいることを発信することができ、福祉施設・事業所への信頼と高めることにつながる。

- 福祉サービスの具体的な改善点を明らかにし、質の向上に結びつける。
- 施設・事業所の福祉サービスの質に関わる取り組みや、成果（よいところ）などを明らかにする。
- 利用者の適切な福祉サービスの選択に資する情報となる。
- 利用者や家族、地域への説明責任を果たし、信頼を高める。

I 福祉サービス第三者評価事業②

1 福祉サービス第三者評価事業の目的

(1) 第三者評価事業の法的位置づけ

社会福祉法

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

3

I 福祉サービス第三者評価事業③

(2) 第三者評価事業の目的

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」

(厚生労働省 子ども家庭局、社会・援護局、老健局長連名通知、平成30年3月26日)

1 福祉サービス第三者評価事業の目的等について

(1) 経営者の責務及び福祉サービス第三者評価事業の位置付け (略)

社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受けることは、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置の一環であること。したがって、福祉サービス第三者評価事業は、一義的には社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための事業であること。

(2) 福祉サービス第三者評価事業の目的

福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするものであること。

なお、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

4

I 福祉サービス第三者評価事業④

2. 第三者評価事業の必要性

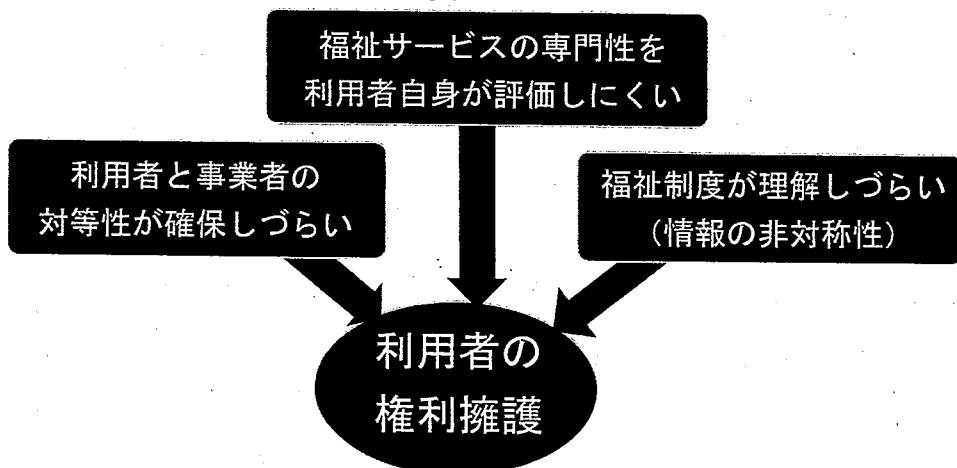
(1) 福祉サービスの質の向上

福祉サービスの質の向上・改善への取組

⇒ 継続的に福祉サービスの質の向上・改善に取り組む組織づくり

(2) 利用者の権利擁護

福祉サービスについては、「福祉サービスの専門性を利用者が評価しにくいくこと」「利用者と事業者の対等性が確保しづらいこと」「福祉制度が理解しづらいこと」などが課題とされている。



5

I 福祉サービス第三者評価事業⑤

3. 第三者評価事業の仕組み

(1) 第三者評価事業の指針とガイドライン

○国は、福祉サービスの質の向上を支援するため、第三者評価事業の普及促進等について、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」を都道府県に示している。

※「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」

(厚生労働省 子ども家庭局、社会・援護局、老健局長連名通知、平成30年3月26日)

【福祉サービス第三者評価事業に関する指針】

- ① 都道府県推進組織に関するガイドライン
- ② 評価機関認証ガイドライン
- ③ 評価基準ガイドライン
- ④ 各評価項目の判断基準ガイドライン
- ⑤ 評価結果の公表ガイドライン
- ⑥ 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム

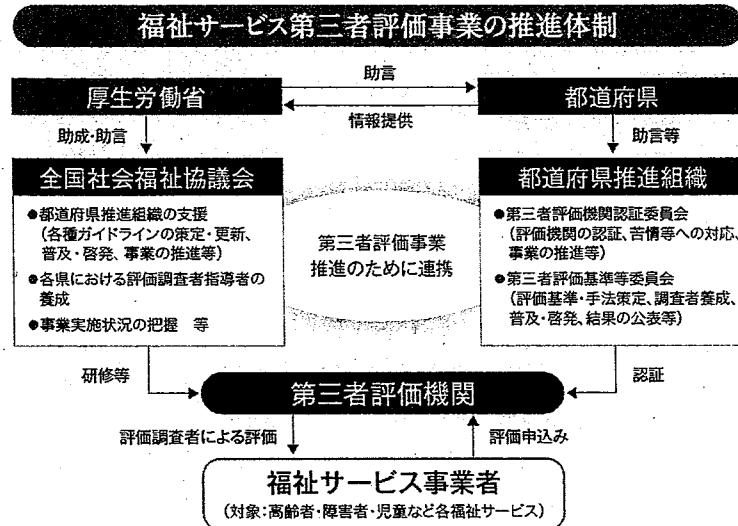
○全国推進組織（全国社会福祉協議会）は、上記の各種ガイドライン、モデルカリキュラム等の策定・更新の検討や都道府県推進組織の支援を行っている。

6

I 福祉サービス第三者評価事業⑥

(2) 都道府県における第三者評価事業の推進

- 第三者評価事業は、国が示した指針をもとに、都道府県が実施する事業で、各都道府県が推進組織を設置し、第三者評価事業を推進。
- 国の指針・各種ガイドラインにもとづき、都道府県推進組織において、評価基準の策定、評価調査者の養成、評価機関の認証、評価手法の策定、評価結果の公表を行っている。



7

I 福祉サービス第三者評価⑦

(3) 各分野における第三者評価事業の位置づけ等

評価対象	高齢者・介護	障害者・児童	保育所	社会的養護
任意	※地域密着型サービスは外部評価受審が義務化⇒令和3年度より外部評価と運営推進会議による評価の選択制に	任意	努力義務 ※子ども・子育て支援新制度の施行に伴い努力義務化	義務 (3か年度に1回以上) ※「設備及び運営に関する基準」
受審登録	高齢者福祉サービス全体の数値目標に加えて、養護老人ホームや特養等のサービス区分ごとの数値目標を設定する	障害福祉サービス全体の数値目標に加えて、サービス区分ごとの数値目標を設定する	平成27年度～31年度末までの5年間ですべての事業者で受審・公表を行うことを目標とする(日本再興戦略2015)	全施設 (児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設)
費用の補助	無	無	5年に1度の受審が可能となるよう受審料の半額程度を公定価格の加算(上限15万円)として補助	3年に1回に限り、31万4千円を上限に措置費の第三者評価受審料加算を算定できる
計画の変更	「規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)」で、介護分野における利用者の選択に資する情報の提供という観点から改善すべき事項が指摘されたことを受け通知発出	・左記の高齢者分野での対応に即して同様の通知を発出 ・令和3年度報酬改定において、就労継続支援A型の基本報酬にスコア方式が導入。スコア評価の1つとして「前年度末日から過去3年内の第三者評価の受審状況」が盛り込まれる	・保育所における自己評価ガイドライン改訂(令和2年3月)	第3期受審期の1年延長(新型コロナウイルスへの対応) 第4期(令和4年度～)にあたり評価基準が改定(令和4年3月23日付)
情報公表制度	有 ※WAMNETを活用した公表 ※第三者評価の受審状況に関する項目についてシステム改修	有 ※WAMNETを活用した公表(平成30年9月から)	各都道府県知事は、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設等の提供する教育・保育の内容、当該施設等の運営状況に関する情報を公表	第三者評価結果、毎年度の自己評価結果を公表しなければならない

(全社協・政策企画部作成)

8

(4) 各分野の評価基準ガイドラインの策定状況

分野	事業種別	策定・改定時期
高齢者	特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護	平成25年3月通知 →平成29年3月通知（改定） 令和2年3月31日通知（改定）
	養護老人ホーム、軽費老人ホーム	平成29年3月通知 ⇒令和2年3月31日通知（改定）
障害児者	障害者・児施設	平成17年3月通知 →平成29年2月通知（改定） ⇒令和2年3月31日通知（改定）
子ども・子育て	保育所	平成17年5月通知 →平成23年3月通知（改定） →平成28年3月通知（改定） ⇒令和2年4月1日通知（改定）
	児童館	平成18年8月通知 ⇒令和2年9月3日（改定）
	放課後児童クラブ	令和3年3月29日通知
社会的養護関係施設	児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設	平成17年3月通知 →平成24年3月通知 →平成27年2月通知（改定） →平成30年3月30日通知（改定） ⇒令和4年3月23日通知（改定）
	児童心理治療施設、児童自立支援施設	平成19年6月通知 →平成24年3月通知 →平成27年2月通知（改定） →平成30年3月30日通知（改定） ⇒令和4年3月23日通知（改定）
	小規模住居型児童養育事業	平成22年3月通知
	児童自立生活援助事業	平成22年3月通知 ⇒令和4年3月23日通知（改定）
厚生事業	婦人保護施設	平成18年6月通知
	救護施設	平成30年9月20日通知

9

II 福祉サービス第三者評価に関する動向等①

(1) 保育所

① 「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」とりまとめ

(厚生労働省：令和3年12月20日)

○本検討会では、①人口減少地域における保育所の在り方、②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援、③保育所・保育士等による地域の子育て支援、④保育士の確保・資質向上の4つの論点について議論が行われた。

(4) 保育士の確保・資質向上等

②中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関する者

ii) 保育士等の資質向上

- 保育所における自己評価、第三者評価については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、前者は義務化、後者は努力義務化がなされているところであるが、一定の保育所においては実施されておらず、また、評価結果の公表が進んでいない現状がある。
- 特に第三者評価については、実施に当たり、その評価が保育所における保育実践の振り返りと見直し・改善といった、保育の質の向上に結びついていないという指摘があるなど、必ずしも取組の効果が有効に発現しているとは言えないと考えられる。
- また、保育の質の向上を図るとともに、今後保育所がより地域に開かれたものとなっていく上で、保護者や地域の多様な関係者が評価に関わり、保育所と対話を重ね互いに子どもや保育について様々な気づきを得ることや、理解を深め、地域に根ざした保育所としていくことも重要である。
- こうした状況を踏まえ、自己評価（関係者の関与を含む）、第三者評価の実施及び公表が効果的に行われるための方策について、実態を把握した上で、その改善策について検討すべきである。

10

II 福祉サービス第三者評価に関する動向等②

②規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）

<人への投資>

(7) 保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上）	a 略 b 保育所等に対する第三者評価の実施状況には地域差があることから、厚生労働省は、第三者評価の実施に当たっての現場レベルでの課題について把握・分析を行った上で、効果的な第三者評価が全国的に行われるよう、都道府県等による指導監査と異なり保育の質を一層高めるために行われるといった制度の意義や位置付けの周知を含め、必要な措置を講ずる。	a : 略 b : 令和4年度検討、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省



- 「令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業」において「保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究」を実施（全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会が受託。令和5年3月報告書とりまとめ）
- 報告書では、今後の課題として、①自己評価ガイドラインに基づく自己評価のあり方の周知、②自己評価、第三者評価、指導監査の関連性の整理、③評価機関による評価方法と事後フォローの検討があげられている。

11

II 福祉サービス第三者評価に関する動向等③

(2) 障害福祉分野

○令和3年度障害福祉サービス等報酬改定（就労継続支援A型）

- ・基本報酬の算定に係る実績について、「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」「多様な働き方」「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点からなる各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直された。
- ・「支援力向上」の指標に、「過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表していること」が盛り込まれた。

- 「『障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて』～社会保障審議会障害者部会報告書～」（令和4年6月13日）において、障害福祉サービス等の質の確保・向上のため、「サービスごとの特性を踏まえつつ、多様な主体による自己評価や外部評価など、それぞれのサービスに適した評価の仕組みを検討する」ことが必要とされた

⇒介護分野の運営推進会議を参考とした新たな評価の仕組みについて検討

⇒令和4年度障害者総合福祉推進事業において「障害福祉サービス等の質の評価のための基準等の作成に関する研究」を実施

12

II 福祉サービス第三者評価に関する動向等④

(3) 放課後児童クラブ

- 社会保障審議会 児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会 中間とりまとめ（平成30年7月27日）において、放課後児童クラブの質の確保にあたって、第三者評価の実施は重要な視点であると指摘
- 平成30年度、令和元・2年度調査研究事業（実施主体：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）において、基準案を策定
- 令和3年3月29日に放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインが通知
- 令和3年度予算において、放課後児童クラブが第三者評価を受審した場合の加算を創設
⇒1事業所あたり30万円（3年に1度）：子ども・子育て支援交付金

13

II 福祉サービス第三者評価に関する動向等⑤

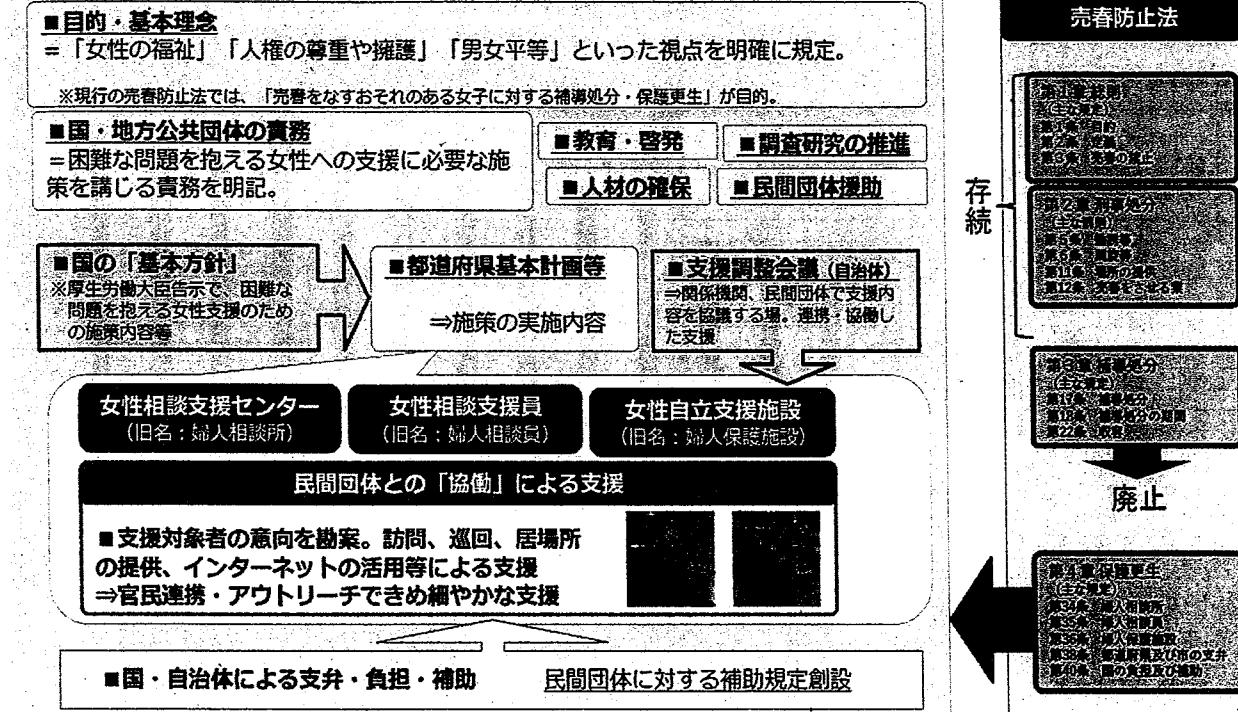
(4) その他

- ①困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立（令和6年4月1日施行）
附則の検討事項において、「この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」とされている
⇒ 婦人保護施設版は平成18年6月13日策定。
- ②児童福祉法改正により里親支援センターが児童福祉施設として位置づけ（令和6年4月1日施行）
○令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書（令和4年2月）
「里親支援機関（フォースタリング機関）を児童福祉施設として位置づける。これに伴い、里親支援機関（フォースタリング機関）の第三者評価が確実に成されることとする。」と明記
⇒ 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において「里親支援センターの設備・運用基準、第三者評価のあり方に関する調査研究」を実施

14

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点を取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)（令和6年4月1日施行）



15

II 福祉サービス第三者評価に関する動向等⑥

社会的養護関係施設における第三者評価に関する動向

○第4期の事業年度は令和4（2022）年度から令和6（2024）年度

- ・児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム版の評価基準が改定（令和4年3月23日付）

⇒【共通評価基準】

- ・都道府県社会的養育推進計画に関する内容を踏まえ、施設経営を取り巻く環境と経営状況把握・分析、職員育成の意義、地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みに関する内容の加筆等が行われた。
- ・自立援助ホームは平成22年度に評価基準策定期度、初めての改定。評価項目の組み替え等の見直しのほか、第2種社会福祉事業であることや児童の対象年齢を超えたものも入居していること等の特性・実態を踏まえた言葉の置き換え、整理が行われた。

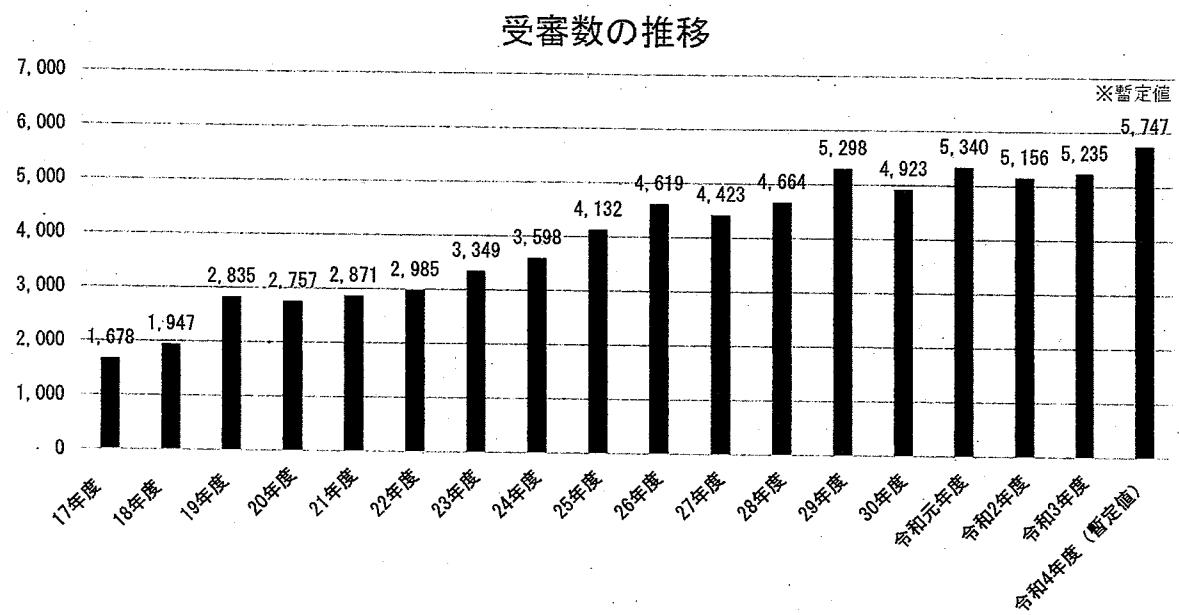
【内容評価基準】

- ・子どもの権利擁護に関する項目の加筆、評価基準の一部に2段階評価が用いられていたものを3段階評価に修正等。自立援助ホームは、利用者からの申し込みによる入居であり、他の施設種別と異なるため、入居者の年齢や実態を考慮した修正が行われた。
- ・認証の更新時には、令和4年度から始まる3か年度毎に6か所以上の社会的養護関係施設の評価を行っていること等が要件。
※第3期受審期までは10か所以上であった要件から変更

16

III 福祉サービス第三者評価の実施状況①

(1) 令和4年度の受審数（暫定値）：5,747件



17

III 福祉サービス第三者評価の実施状況②

(2) 主な施設・サービス別受審数（令和4年度）

施設・サービス	受審数	全国受審数	参考率	参考 令和3年度受審数
特別養護老人ホーム	485	10,469	4.63%	467
障害者施設（生活介護）	193	9,056	2.13%	130
障害者施設（就労継続支援A型）	34	4,130	0.82%	59
保育所	1,924	23,899	8.05%	1,804
児童館	0	4,347	0%	2
放課後児童クラブ	21	26,683	0.08%	3
救護施設	24	182	13.19%	19

18

III 福祉サービス第三者評価の実施状況③

(3) 令和5年4月1日時点の評価機関数：のべ392機関

※そのうち、直近3か年の評価件数が0件の評価機関は66機関

都道府県	② 令和5年4月1日時点の評価機関数					
	令和5年3月1日現在 (令和3年3月31日現在)	令和4年3月1日現在 (令和2年3月31日現在)	令和3年3月1日現在 (令和1年3月31日現在)	令和2年3月1日現在 (令和0年3月31日現在)	令和1年3月1日現在 (平成30年3月31日現在)	令和0年3月1日現在 (平成29年3月31日現在)
北海道	7	-	6	1	-	-
青森県	3	-	2	1	-	-
岩手県	2	-	1	-	1	-
宮城県	7	4	2	-	1	-
秋田県	3	-	1	2	-	-
山形県	4	2	2	-	-	-
福島県	2	-	1	-	1	-
茨城県	8	4	4	-	-	-
栃木県	7	2	5	-	-	-
群馬県	4	1	3	-	-	-
埼玉県	26	13	10	2	1	-
千葉県	19	0	6	2	5	6
東京都	116	3	18	10	25	60
神奈川県	20	2	5	3	4	6
新潟県	5	2	1	1	1	-
富山県	2	-	1	-	1	-
石川県	6	1	-	2	-	3
福井県	1	-	-	-	1	-
山梨県	1	-	-	-	-	-
長野県	3	-	1	-	2	-
岐阜県	6	-	3	1	2	-
静岡県	6	1	2	2	1	-
愛知県	11	2	2	3	3	1
三重県	6	-	6	-	-	-
滋賀県	3	-	1	2	-	-
合計						392
直近3か年の評価件数が0件の評価機関数						66
過去3年間の評価機関数						117
過去5年間の評価機関数						54
過去10年間の評価機関数						69
過去15年間の評価機関数						85

19

III 福祉サービス第三者評価の実施状況④

(4) 社会的養護関係施設の受審状況（第3期）

施設種別	施設数	第3期 受審施設数 (暫定値) ※のべ件数					
		令和5年3月1日現在 (令和3年3月31日現在)	令和4年3月1日現在 (令和2年3月31日現在)	令和3年3月1日現在 (令和1年3月31日現在)	令和2年3月1日現在 (令和0年3月31日現在)	令和1年3月1日現在 (平成30年3月31日現在)	令和0年3月1日現在 (平成29年3月31日現在)
児童養育施設	610	137	217	231	182	767	
乳児院	145	28	49	54	31	162	
児童心理治療施設	53	7	13	18	12	50	
児童自立支援施設	58	8	12	31	14	65	
母子生活支援施設	215	40	63	88	63	254	
自立援助ホーム	229	13	12	7	8	40	
アミリーホーム	446	1	0	0	0	5	

20

III 福祉サービス第三者評価の実施状況⑤

(5) 社会的養護関係施設第3期の評価結果の状況①

評価の判断基準は、取り組みについての到達の状況を示すよう設定

- a 評価：施設運営指針に掲げられている目指すべき状態
- b 評価：多くの施設で考えられる状態
- c 評価：課題が多く見られる状態

【第3期 社会的養護関係施設のa・b・c評価の実績値】

	a	b	c
児童養護施設	49.7%	47.1%	3.3%
乳児院	57.5%	40.3%	2.3%
児童心理治療施設	53.3%	42.1%	4.6%
児童自立支援施設	56.6%	39.9%	3.5%
母子生活支援施設	47.6%	44.9%	7.4%

(参考)【第1期 社会的養護関係施設のa・b・c実績値】

	a	b	c
児童養護施設	35.8%	55.4%	8.8%
乳児院	43.9%	47.9%	8.2%
情緒障害児短期治療施設	34.9%	54.8%	9.9%
児童自立支援施設	35.5%	54.9%	8.6%
母子生活支援施設	28.4%	54.5%	17.1%

(参考)【第2期 社会的養護関係施設のa・b・c実績値】

	a	b	c
児童養護施設	42.4%	53.4%	4.2%
乳児院	49.8%	46.5%	3.8%
児童心理治療施設	43.5%	51.3%	5.2%
児童自立支援施設	49.0%	47.1%	3.9%
母子生活支援施設	38.3%	50.7%	11.0%

III 福祉サービス第三者評価の実施状況⑥

(5) 社会的養護関係施設第3期の評価結果の状況②

- 第1期、第2期と比較すると、すべての施設種別において「a評価」の実績値・割合が増加し、「c評価」の実績値・割合が減少
 - 「a評価」の割合が高い評価項目は、衣・食や健康に関する項目等、養育・支援に関する項目。
 - 「c評価」の割合が高い評価項目は、
 - ①中・長期的ビジョンを明確にした計画の策定
 - ②事業計画の子ども等への周知・理解
 - ③地域の福祉向上のための取組等
- 第4期受審期の評価基準改正検討にあたっては、第3期受審期の評価結果の状況を踏まえ、a評価の多い項目については他の項目との統合等、c評価の多い項目についてはより取り組みが推進できるよう、解説を加える等の対応を行った。

【共通評価基準】

- ①中・長期ビジョンを明確にした計画の策定
 - ・都道府県社会的養育推進計画等の動きを踏まえ、各施設が中・長期的なビジョンをもって計画的に施設運営をしていくことが重要であることを加筆
 - ・取り組みの促進につながるよう、高機能化・多機能化の取り組みの具体例を種別ごとに加筆（里親の支援、地域の子育て支援、退所児童等の自立支援等）

III 福祉サービス第三者評価の実施状況⑦

(5) 社会的養護関係施設第3期の評価結果の状況③

- ②事業計画の子ども等への周知・理解
 - 事業計画を子ども等へ周知する意味と具体的な取り組み等を加筆
- ③地域の福祉向上のための取組
 - 地域の福祉ニーズを把握するための取り組み、国のもとめざす地域共生社会の実現に向けて施設の果たす役割等について加筆

【内容評価基準】

- 子どもの権利擁護に関する項目の加筆や、評価基準の一部に2段階評価が用いられていたものを3段階評価に修正する等の見直しを行った。

23

III 福祉サービス第三者評価の実施状況⑧

(6) 第三者評価指針の改正（平成31年4月から適用）への対応状況について (都道府県推進組織における対応状況)

- ①他の都道府県推進組織で認証を受けている第三者評価機関の認証について

【新】 (別添2) 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン	【旧】 (別添2) 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン
1 第三者評価機関認証要件 (略)	1 第三者評価機関認証要件 (略)
2 その他 (5) 他都道府県の第三者評価機関の認証 各都道府県で認証を受けている第三者評価機関については、他の都道府県推進組織においても認証を行うよう努めるものとする。	2 その他 (5) 他都道府県の第三者評価機関の認証 各都道府県で認証を受けている第三者評価機関については、他の都道府県推進組織においても認証を行うことが望ましい。

【推進組織へのアンケートより】 他の都道府県推進組織で認証を受けている第三者評価機関の認証状況

認証する	27	
認証しない	20	今後認証する予定
		今後も認証しない (認証しない規程のため)
		今後も認証しない (認証に係る規定がないため)

24

III 福祉サービス第三者評価の実施状況⑨

②受審率の数値目標設定と公表について

<p>【新】</p> <p>(2) 普及・啓発</p> <p>①受審率の数値目標の設定及び公表 都道府県推進組織は、第三者評価事業の受審促進に向けた数値目標の設定及び公表に努めなければならないものとする。</p> <p>②実施状況の評価等 都道府県推進組織は、受審率など本事業の実施状況の評価を行った上で、第三者評価事業に対する正しい理解及び受審の促進に向けた普及・啓発を行うものとする。</p>	<p>【旧】</p> <p>(2) 普及・啓発 都道府県推進組織は、第三者評価事業に対する正しい理解及び受審の促進に向けた普及・啓発を行うものとする。</p>
---	--

【都道府県推進組織へのアンケートより】

回答者	9	7
高齢者	9	7
障害者・児	9	7
保育	9	6
社会的養護	6	5
その他	7	6

※複数年にわたる数値目標を立てたり、種別ごとの設定はせずに総数で設定している推進組織もある。

25

◆受審率の設定・公表を行っていない理由

- ・検討中
- ・受審目標を設定しても受審件数の増加につながらない
- ・受審件数が少ないとため目標値の設定ができない。

III 福祉サービス第三者評価の実施状況⑩

③評価機関の更新について

<p>【新】</p> <p>(別添1) 都道府県推進組織に関するガイドライン</p> <p>2 業務 都道府県推進組織は、以下の業務を行うものとする。 ①～③ (略) ④ 評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修に関すること</p> <p>(別添2) 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン</p> <p>2 その他 (2) 第三者評価機関認証の更新 第三者評価機関の認証は更新することができる。 この際、社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数(社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。)が10件以上の場合にあっては、当該第三者評価機関に所属する評価調査者が全国推進組織又は都道府県推進組織が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあっては、当該更新を行う年度中に、当該更新時研修を必ず受講しなければならないものとする。 また、以下のいずれかに該当する場合には、更新は行わないものとする。</p> <p>(3) 第三者評価機関認証の取消し 第三者評価機関認証は、(2)において更新時研修を受講しなければならないにもかかわらず、当該研修を受講していない場合にあっては、都道府県推進組織が当該都道府県における当該認証の状況その他の事情を斟酌した上で、当該認証の継続が必要と認められる場合を除き、原則として取り消すものとし、同項に掲げる各号のいずれかに該当した場合にあっては、その有効期間にかかるず、取り消すものとする。</p>	<p>【旧】</p> <p>(別添1) 都道府県推進組織に関するガイドライン</p> <p>2 業務 都道府県推進組織は、以下の業務を行うものとする。 ①～③ (略) ④ 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること</p> <p>(別添2) 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン</p> <p>2 その他 (2) 第三者評価機関認証の取消し 以下のいずれかに該当した場合、第三者評価機関認証を取り消すことができる。</p> <p>(新設)</p>
---	--

26

III 福祉サービス第三者評価実施状況⑪

【都道府県推進組織へのアンケートより】

令和5年度更新時研修を実施する都道府県：7件

(実施しない理由)

- ・対象者が少数のため全国推進組織の実施する研修を案内している
- ・予算確保が困難
- ・複数年に一度開催するため

全国推進組織による更新時研修の実施

- ・令和4年度は、ライブ配信にて開催。受講者28名。

27

III 福祉サービス第三者評価の実施状況⑫

養成研修会・継続研修会の実施状況について

養成研修会・継続研修会の実施状況 【都道府県推進組織へのアンケートより】

令和5年度に養成研修会を実施予定	31
令和5年度に継続研修会を実施予定	35

◆実施しない理由

- ・複数年に1度開催
- ・参加者が少ない
- ・予算の確保が困難
- ・全国推進組織の実施する社会的養護関係施設第三者評価事業『評価調査者』養成・継続研修会の修了者を、都道府県の実施する評価調査者養成・継続研修会の修了者とみなしている

◆全国推進組織の実施する評価調査者研修修了の「みなし」規定のある都道府県：

養成研修：30府県

継続研修：30府県

28

IV 全国推進組織の取り組み

(1) 受審促進方策の検討・実施

- ・種別協議会等との連携による受審促進
- ・社会的養護関係施設第三者評価の第4クールの円滑な受審促進、評価機関の認証、受審証の発行等
- ・都道府県推進組織における受審促進方策の取り組み状況の把握・共有
- ・「福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会」報告書（令和4年3月とりまとめ）を踏まえた厚生労働省への継続的な働きかけ、厚生労働省に設置予定の検討会への参画

(2) 各都道府県での受審促進と受審環境の整備

- ・研修の実施支援、研修教材等の研修ツールの普及による評価調査者の資質向上等の促進・支援
- ・普及協議会の開催、各種調査等の実施と情報提供

29

IV 全国推進組織の取り組み

(3) 評価基準ガイドラインの検討等

- ・各内容評価基準の継続的な点検と改定の必要性等に関する検討、各種制度動向の把握
- ・社会的養護関係施設の評価基準ガイドラインの正しい理解促進への取り組み
- ・高齢、障害者・児、保育所版、救護施設版、児童館版、放課後児童クラブ版ガイドラインの普及・理解促進
- ・現場の資質向上に資する活用しやすい第三者評価基準とするための、保育所版第三者評価基準等の見直しにむけた検討

(4) 評価機関・評価調査者の資質の向上等

- ・研修会の実施等による評価調査者の資質向上、評価手法の標準化等の促進
 - *評価調査者指導者研修、更新時研修、社会的養護関係評価調査者研修の開催等
- ・評価手法の標準化や評価機関のマネジメント等に関する研修や教材の普及
- ・全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会との連携・協力

30

令和5年度の会議・研修会日程

【研修会（第三者評価事業）】

第三者評価事業 普及協議会	令和5年6月2日（金）	全社協会議室
第三者評価事業 評価調査者指導者研修会	令和5年8月2日（水）～8月4日（金）	全社協会議室
福祉サービス 第三者評価事業小更新時研修	令和6年1月30日（火）～31日（水）	全社協会議室

【研修会（社会的養護関係施設第三者評価事業）】

社会的養護関係施設 第三者評価事業 「評価調査者」継続研修会	令和5年5月11日（木）～5月12日（金）実施 ※別途、オンライン学習も実施	全社協会議室 (ライブ配信併用)
社会的養護関係施設 第三者評価事業 「評価調査者」養成研修会	令和6年2月19日（月）～2月22日（木）	全社協会議室

【セミナー】

名称	開催日（予定）	会場
第三者評価受審促進セミナー (保育所向けを予定)	令和5年9月4日（月）	全社協会議室

31

【参考】福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会（全国社会福祉協議会）

1 設置の趣旨

制度創設から20年が経過し、福祉サービス第三者評価事業に関して、さまざまな課題が顕在化している。福祉サービスの質の向上推進委員会常任委員会（委員長：山崎美貴子 神奈川県立保健福祉大学名誉教授）の下に、福祉サービス第三者評価事業の今後のあり方について検討することを目的に、標記検討会を設置し、検討を行った。

2 委員名簿（敬称略）

No.	委員氏名	所属・役職名
◎ 1	柏女 靈峰	淑徳大学教授
2	関川 芳孝	大阪府立大学教授
3	新津ふみ子	全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 代表
4	柴崎 順三	全国乳児福祉協議会副会長
5	湯川 智美	全国社会福祉法人経営者協議会 研修委員長
6	久木元 司	社会福祉法人常盤会 理事長
7	右京 昌久	岩手県社会福祉協議会運営適正化委員会 事務局長
8	鈴木 広幸	愛知県社会福祉協議会 福祉サービス利用支援センター 所長
9	笹尾 勝	全国社会福祉協議会常務理事

◎：委員長

オブサーバー：厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

3 検討経過

（第1回）2021（令和3）年8月10日

・福祉サービス第三者評価事業の現状と課題について

（第2回）2021（令和3）年10月6日

・（ヒアリング）東京都福祉サービス第三者評価推進機構の事業と組織体制について

・福祉サービス第三者評価事業の今後に向けた検討課題（論点）

（第3階）2021（令和3）年11月2日

・福祉サービス第三者評価事業の今後に向けた検討課題（論点）

（第4回）2021（令和3）年12月10日

・病院機能評価についてのヒアリング
・ISOについてのヒアリング

（第5回）2021（令和3）年12月27日

・報告書（案）について

（第6回）2022（令和4）年1月25日

・報告書（案）について

（第7回）2022（令和4）年2月21日

・報告書（案）について

◎2022（令和4）年3月4日

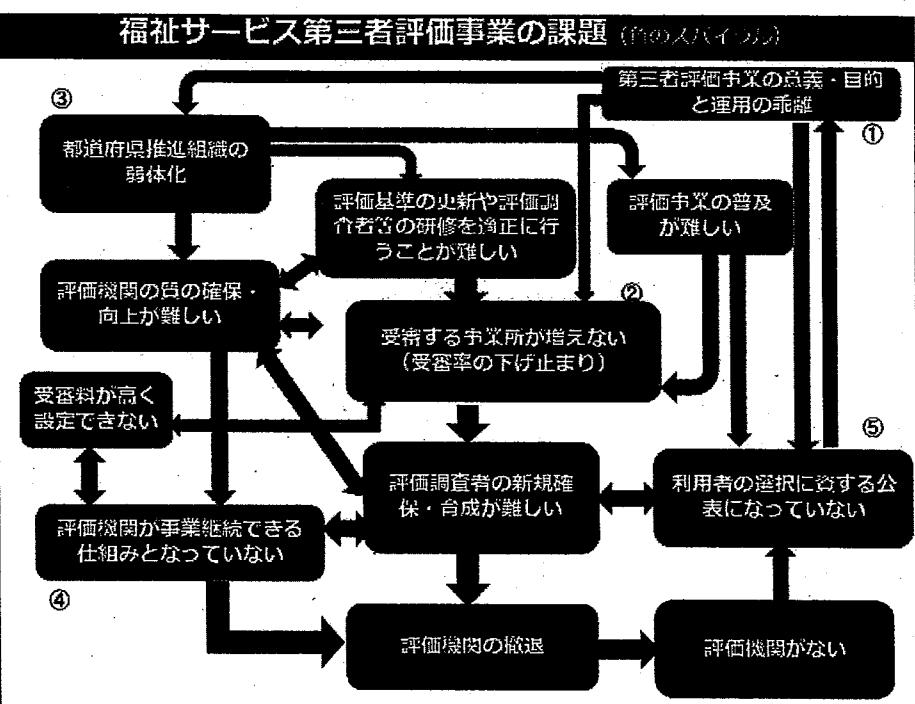
報告書「福祉サービス第三者評価事業の改善に向けて」
をとりまとめ

32

【報告書概要】福祉サービス第三者評価事業の課題

制度創設から20年が経過するなかで、福祉サービス第三者評価事業はさまざまな課題が顕在化している。大きく整理をすると、以下5つに整理することができるが、それぞれが関係し、負のスパイラルに落ちていっている。

- ① 事業創設当初の福祉サービス第三者評価事業の意義・目的と現行の運用が乖離している。
- ② 社会福祉施設・事業所数は増えているが、受審率は伸びていない。受審する施設・事業所が固定化している。
- ③ 都道府県推進組織のなかに脆弱なところが多くあり、評価機関の質の標準化や制度変更等の対応が難しいところがある。
- ④ 評価機関が第三者評価事業を安定的に運営できる仕組みとなっていない。(新たな評価調査者の確保や評価調査者を研修等に出席させることができない評価機関も少なくない)
- ⑤ 評価結果の公表が利用者の選択に資するものになっていない。社会的養護関係施設以外は公表が義務づけられていないため、受審結果を公表しない社会福祉施設・事業所もある。



33

【報告書概要】今後の福祉サービス第三者評価事業の方向性

それぞれの課題について、検討会では今後の方向性に向けて、整理を行った。

検討会の整理をふまえ、国として、福祉サービス第三者評価事業をどう再生させるのか、早急に検討する必要がある。今が、そのためのラストチャンスである。

① 福祉サービス第三者評価事業の意義・目的の再整理

- 利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること、②福祉サービスの質の向上に結び付けることを目的とすることに加え、③利用者の「権利実現」を図るものであるという3つの目的・意義への再整理
- 措置施設とそれ以外の社会福祉施設・事業所の福祉サービス第三者評価の意義・目的の位置づけの整理
- 類似事業の民間あっせん機関や児童相談所、一時保護所等の「第三者評価」と福祉サービス第三者評価事業の関係性の整理

② 受審に向けたインセンティブに向けた検討

- 社会福祉施設・事業者のニーズに応えるために、共通評価基準の「Ⅲ」と内容評価基準等の内容評価に関する項目だけの受審など、メニューを選択できる仕組みに対する検討
- bを標準とする評価のあり方に対する検討
- 評価機関が受審事業所に助言・情報提供を行うあり方についての検討

③ 都道府県推進組織のあり方の検討～「ナショナルセンター（仮称）」の設置に向けた検討

- 都道府県推進組織のあり方に関する見直し
- 「ナショナルセンター（仮称）」を設置に向けた検討
県で担うことが難しくなっていると考えているところは全国に機能を移管して事業展開できるような仕組みの導入に向けた検討（「ナショナルセンター（仮称）」の担う役割・機能と都道府県推進組織の担う役割・機能の整理）

④ 評価機関・評価調査者の質の確保に向けた検討

- 評価機関が存続できるビジネスモデルの検討
- 評価機関・評価調査者の質の確保・向上に向けた検討

⑤ 利用者の選択に資するための公表のあり方に関する検討

- 利用者が理解しやすいような公表情報の整理、公表のあり方に関する検討

34

福祉サービス第三者評価全国受審状況

1. 受審数等の状況(総括表)

(1) 都道府県別の受審数

令和5年6月・暫定版

全国社会福祉協議会 政策企画部調べ

No.	都道府県	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	都道府県別累計実績数
1	北海道	0	1	9	20	13	17	28	14	24	57	13	26	42	26	31	20	38	397
2	青森県	5	19	34	12	19	26	14	11	22	20	18	13	15	20	15	10	12	313
3	岩手県	9	15	21	29	24	18	28	19	24	19	15	15	18	15	17	9	18	314
4	宮城県	0	0	0	3	9	1	6	3	13	24	18	20	27	13	21	15	10	203
5	秋田県	0	0	4	1	1	4	7	6	8	14	2	6	17	13	9	18	9	126
6	山形県	0	2	2	1	4	2	3	0	5	11	0	5	15	9	2	9	8	85
7	福島県	0	0	3	8	9	6	3	3	15	17	8	13	24	10	13	13	9	165
8	茨城県	1	2	6	3	1	1	0	0	3	23	1	9	20	14	19	21	13	152
9	栃木県	1	8	6	6	10	11	8	8	29	26	31	21	29	29	18	23	15	304
10	群馬県	16	11	8	11	7	5	4	7	10	9	8	8	11	12	5	7	5	153
11	埼玉県	8	22	26	25	27	19	17	27	34	46	39	48	55	43	58	47	53	637
12	千葉県	0	3	81	28	45	51	56	35	71	77	107	95	123	87	116	119	107	1,349
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	2,006	1,979	2,358	2,613	2,762	2,891	2,990	2,970	3,191	3,245	3,572	3,608	3,694	48,128
14	神奈川県	37	100	131	163	107	148	170	180	225	173	274	333	397	330	312	322	371	4,183
15	新潟県	0	0	0	7	18	27	23	10	14	22	9	37	32	23	23	5	19	289
16	富山県	9	18	7	4	2	6	5	2	4	4	12	7	8	6	7	13	6	127
17	石川県	0	42	38	32	21	13	11	6	8	23	2	6	14	3	15	6	11	262
18	福井県	0	3	2	4	4	5	4	6	8	9	9	11	12	8	12	8	9	116
19	山梨県	1	10	4	7	7	2	5	6	6	6	2	5	6	1	3	6	3	80
20	長野県	2	15	9	29	16	15	37	24	19	39	41	34	58	77	74	24	31	589
21	岐阜県	7	19	10	4	10	10	15	17	22	18	23	29	37	38	35	25	32	388
22	静岡県	47	38	45	40	38	15	12	15	30	39	31	43	36	46	47	16	23	593
23	愛知県	3	25	39	55	59	110	85	92	95	105	100	124	136	126	135	105	114	1,663
24	三重県	19	7	13	13	13	8	6	9	26	18	12	39	34	31	31	18	7	331
25	滋賀県	0	0	3	4	3	3	3	3	4	14	12	10	18	11	8	15	9	133
26	京都府	80	115	254	185	192	207	197	216	221	262	268	301	244	249	259	226	224	3,932
27	大阪府	9	31	80	60	41	80	50	72	85	151	86	100	137	100	89	74	101	1,454
28	兵庫県	20	25	51	52	32	44	41	32	71	104	57	72	123	70	62	63	57	1,031
29	奈良県	0	0	0	4	2	1	1	1	4	11	1	3	12	5	5	7	4	66
30	和歌山県	0	0	2	10	4	2	2	2	3	15	5	3	12	5	0	8	8	83
31	鳥取県	0	15	18	20	24	26	28	19	32	42	25	29	53	44	46	36	40	531
32	島根県	0	1	4	1	2	1	5	1	3	5	2	6	22	9	25	13	8	120
33	岡山県	0	0	0	3	0	0	0	3	6	18	7	16	25	14	16	12	16	144
34	広島県	0	0	0	1	16	21	12	15	32	34	12	27	34	35	41	44	42	402
35	山口県	41	39	25	14	10	14	14	5	15	14	12	23	18	9	21	17	7	314
36	徳島県	0	0	0	6	3	3	3	1	5	14	0	3	12	3	4	10	4	79
37	香川県	0	0	8	2	5	5	7	6	6	7	4	4	7	1	3	1	2	71
38	愛媛県	0	0	4	8	6	18	14	17	42	18	11	23	47	16	27	14	11	299
39	高知県	0	2	1	3	1	0	0	3	5	6	3	5	6	3	6	6	2	53
40	福岡県	0	0	0	5	20	11	6	9	21	45	13	28	33	14	17	31	17	300
41	佐賀県	0	4	1	2	0	3	0	1	1	16	2	4	6	2	6	5	5	60
42	長崎県	0	3	12	6	10	4	8	12	18	22	28	17	21	21	23	29	10	252
43	熊本県	0	21	22	27	19	26	28	50	53	47	63	30	42	40	33	17	23	571
44	大分県	11	14	18	14	6	7	11	6	8	18	13	9	25	9	10	16	9	213
45	宮崎県	0	0	0	0	2	1	4	5	7	14	8	5	10	15	9	5	5	98
46	鹿児島県	0	9	5	4	1	6	7	1	6	40	22	24	23	14	34	18	16	267
47	沖縄県	0	0	2	4	2	3	3	5	7	12	4	5	11	9	6	22	17	137
全国合計受審数		1,678	1,947	2,835	2,757	2,871	2,985	3,349	3,598	4,132	4,619	4,423	4,664	5,298	4,923	5,340	5,156	5,235	71,557

*平成17~19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外

*平成24年度から、全国推進組織が認証する評価機関が評価実施した社会的委託関係施設の受審数を「都道府県集計」に合算して総括表(本表)を作成